

沿岸広域振興局長告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年8月10日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有芸田老線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨22番3地先内	新	m 8.0~6.4	m 174.0
	旧	8.0~4.8	174.0
下閉伊郡岩泉町下有芸字肘葛82番1地先内	新	13.8~5.2	123.0
	旧	8.2~5.0	123.0
下閉伊郡岩泉町下有芸字白石畑91番7地先から91番地先まで	新	88.6~5.2	728.0
	旧	12.0~5.2	728.0
下閉伊郡岩泉町下有芸字白石畑91番地先内	新	86.4~7.4	206.0
	旧	17.0~5.9	206.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

(2) 期間 平成22年8月10日から同年9月10日まで